

原子力・津波防災対策に係る国要望について

平成24年7月3日

危機管理政策課、危機対策・情報課
福祉保健課、医療政策課、医療指導課
水・大気環境課
技術企画課

【最重点要望項目】

番号	要望項目	要望先府省	要望内容	新規継続の別
1	<p>周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について 【危機管理局・福祉保健部・生活環境部・鳥取県市長会】</p>	<p>内閣官房 文部科学省 経済産業省</p>	<p>○原子力発電所から30キロ以内の地域で避難等が指示されたことを踏まえたUPZ（緊急時防護措置準備区域）を導入するなど、現在は8～10キロとされているEPZを見直すとともに、関係隣接県の取扱いの広範囲化などの措置を講ずること。 ○原子力防災対策などに必要となる防災資機材（モニタリングポストや防護服、放射線測定器等）、原子力災害に対応する医療体制や避難体制の整備、住民等への情報公開、被ばく検査及び専門職員を配置するための人件費などに要する経費について、国が負担すること。 併せて、原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施する必要があるため、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金及び放射線等監視交付金について、必要な予算を確保するとともに交付金の限度額を撤廃し、早期に交付すること。 ○原子力発電所の運転に当たっては、地域の安全を第一義とし、周辺地域の意見を踏まえ、新たな原子力安全規制体制のもと、福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する安全基準に基づき、政府が責任をもって判断するとともに、原子力安全規制行政が、国民の目に見えるように透明化すること。 ○福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策等の抜本的な見直しを行うとともに、国において地震及び津波等のシビアアクシデント（過酷事故）に対する安全性を点検した上で、中国電力株式会社へ必要な対策を実施するよう、厳正な指導等を行い、その状況を鳥取県民に情報提供すること。 ○中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。</p>	<p>新規</p>
2	<p>原子力発電所における安全対策の強化について 【危機管理局・福祉保健部・鳥取県市長会】</p>	<p>内閣官房 内閣府（原子力行政） 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 環境省</p>	<p>【原子力防災体制の強化】 ○国が中心となって原子力安全対策・防災対策を講ずるとともに、専門的立場から全国の都道府県、市町村、電力事業者の総合的な調整や関係自治体等への助言等を行うこと。 ○島根県と共通の島根原子力発電所に係る被害想定のもとに連携して、原子力防災体制整備、住民避難計画策定等、更には地域防災計画（原子力災害対策編）見直し等に取り組むため、国において専門的見地から早急に放射性物質の放出量等の被害想定を示すこと。 ○本県及び関係市が島根原子力発電所における原子力災害発生時に緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）で開催される原子力災害合同対策協議会に参加できるよう措置を講ずること。</p> <p>【緊急時に備えた体制の整備】 ○島根原子力発電所に係るSPEEDIの計算範囲を拡大し、少なくとも鳥取県全域が配信図形に反映されるようにするとともに、住民の避難先・避難ルートとして想定される隣接県域についてもその安全が確認できるように配信図形に反映されるようにすること。</p> <p>【被ばく医療体制の整備】 ○避難住民へのスクリーニングについては、一時に多くの住民に対し、速やかな実施が求められ、他自治体等からの人的等の協力が欠かせないことから、事故発生時において迅速かつ円滑な活動ができるよう、国が関与して体制整備をすること。 ○国が責任をもって事故発生時の安定ヨウ素剤投与の手順や基準を定めるとともに、投与時の医師等医療関係者の関与のありかた、戸別事前配布する場合も含めた副作用対策などについても考え方を示すこと。 ○安定ヨウ素剤を事故発生時に乳幼児に速やかに投与できるよう、乳幼児用シロップ剤の製品化を製薬メーカーに働きかけること。 ○原発に伴う放射線問題は国の専管事項であることから、放射線による住民への健康影響調査について、実施の必要性、対象者、実施内容、実施主体などに関する統一的な基準を示すこと。</p>	<p>継続</p>

2	原子力発電所における安全対策の強化について 【危機管理局・福祉保健部・鳥取県市長会】 (続き)	内閣官房 内閣府(原子力行政) 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 環境省	【災害時要援護者等の広域的な避難体制の整備】 ○特別な配慮が必要となる病院や施設入居者など要援護者などの避難先は広範囲(県内では収まらない)となり、更にはそのための特別な移動手段を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備をすること。 ○最終的な避難先に入所するまでの間、「一次的広域福祉避難所」を設置することを予定するが、ここで使用する資機材(ベッド・車いす等)、物資(食糧、毛布等)が不足することが見込まれるので、国において速やかな調達の仕事みを構築すること。 ○一次的広域福祉避難所における医療及び介護従事者が不足することが見込まれるので、国において、速やかな派遣の仕事みを構築すること。 ○一次的広域福祉避難所から最終の避難先となる社会福祉施設等への避難を確実にを行うよう、国において、速やかな受入れ先確保の仕事みを構築すること。	
4	津波対策に係る財政支援について 【危機管理局・県土整備部】	内閣府(防災)	○東日本大震災において甚大な津波被害が発生したことを踏まえ、平成24年度に国において「津波対策推進事業費補助金」が創設され、都道府県、市町村が行う津波対策に対する財政支援が行われることになっているが、東海・東南海・南海地震等の防災対策推進地域等の太平洋側が対象とされている。 しかしながら、日本海側においても、過去に新潟地震(1964年)、北海道南西沖地震(1993年)、日本海中部地震(1983年)による津波被害が発生しており、本県においても漁船転覆等の被害が発生している。 上記を踏まえ、本県においても、平成23年度から県の新たな被害想定や津波対策の見直しを進め、平成24年度から、市町村において津波対策を強力に実施していくことにしているため、本県を含む日本海側も財政支援の対象地域とすること。	新規
5	日本海海域における地形・活断層調査について 【危機管理局・県土整備部】	文部科学省	○東北地方太平洋沖地震(海溝型地震)による大津波等により、甚大な被害を受けたことから、津波・地震対策の見直しが必要であるが、日本海東縁部の評価の見直しと、現在までに調査及び評価が全く行われていない日本海西部海域の地形・活断層調査を早急に実施すること。	継続

【重点要望項目】

45	津波防災地域づくりに関する法律に係る対応について 【危機管理局・県土整備部】	国土交通省	昨年12月に制定された「津波防災地域づくりに関する法律(法律第123号、H23.12.27施行)では、国土交通大臣の定める基本指針に基づき各都道府県知事が津波浸水想定を設定することとなっている。 昨年3月の東日本大震災において東北地方を中心に未曾有の津波被害が発生したことを受け、当県では同年7月から独自に津波浸水想定の見直しに着手し本年3月に結果を公表したところであるが、今後、同法に基づいた津波浸水想定として位置づけを行うに当たり、次のとおり要望する。 ○日本海側の各府県が津波浸水想定の設定を行うに当たり、国は広域的な見地から、今後蓄積する情報の提供及び技術的な支援を引き続き行うとともに、各府県の連携が図られるよう積極的に調整すること。 ○日本海側の各府県が調査・検討を行うに当たり、各府県に過度な財政負担が生じないよう、国は十分な配慮を行うこと。	新規
----	---	-------	---	----

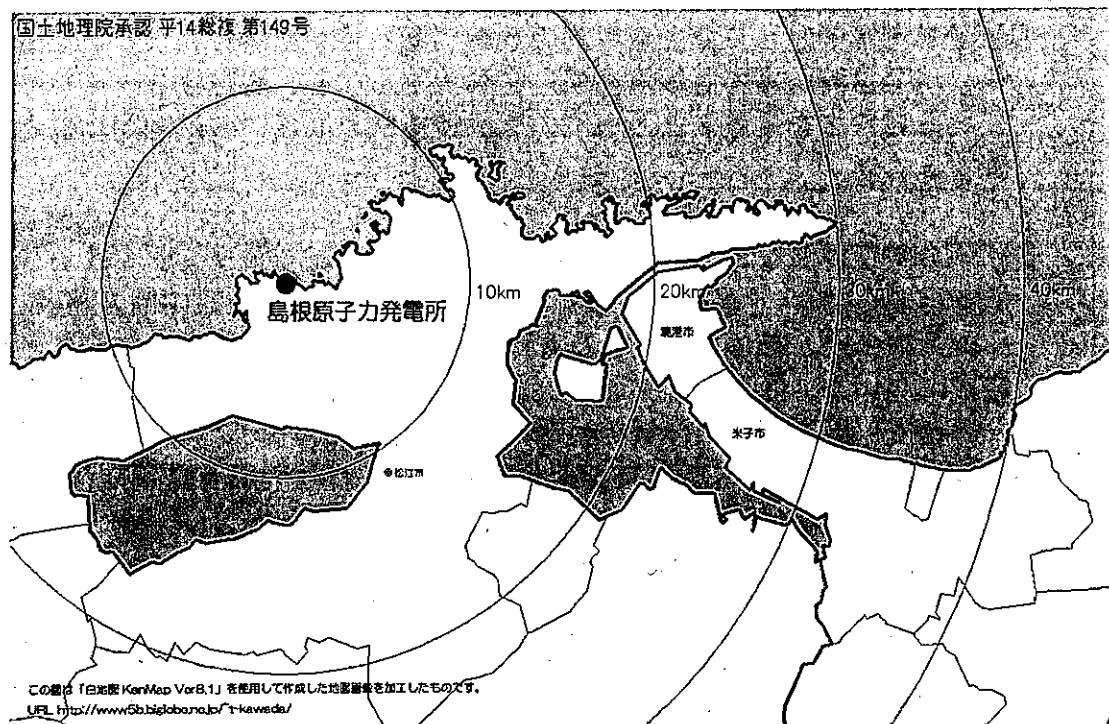
1 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

《提案・要望の内容》

- 原子力発電所から30キロ以内の地域で避難等が指示されたことを踏まえたUPZ（緊急時防護措置準備区域）を導入するなど、現在は8～10キロとされているEPZを見直すとともに、関係隣接県の取扱いの広範囲化などの措置を講ずること。
- 原子力防災対策などに必要となる防災資機材（モニタリングポストや防護服、放射線測定器等）、原子力災害に対応する医療体制や避難体制の整備、住民等への情報公開、被ばく検査及び専門職員を配置するための人件費などに要する経費について、国が負担すること。
併せて、原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施する必要があるため、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金及び放射線等監視交付金について、必要な予算を確保するとともに交付金の限度額を撤廃し、早期に交付すること。
- 原子力発電所の運転に当たっては、地域の安全を第一義とし、周辺地域の意見を踏まえ、新たな原子力安全規制体制のもと、福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する安全基準に基づき、政府が責任をもって判断するとともに、原子力安全規制行政が、国民の目に見えるように透明化すること。
- 福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策等の抜本的な見直しを行うとともに、国において地震及び津波等のシビアアクシデント（過酷事故）に対する安全性を点検した上で、中国電力株式会社へ必要な対策を実施するよう、厳正な指導等を行い、その状況を鳥取県民に情報提供すること。
- 中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

<参考>

※鳥取県境から島根原子力発電所までの距離は最短で約17kmで、EPZ外。
 現在検討中のUPZ（30km圏内）では境港市と米子市の一部が対象となる。



島根原発の防災対策費（初期投資）の不足

○島根原発の防災対策費（初期投資）に対する国交付金の不足額は概算で約14億円！

- ・ 緊急に原子力防災体制の整備が必要。
- ・ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金及び放射線監視等交付金に限度額の特例が必要。

		（単位：百万円）	
国の支援策	事業内容	平成24年度	平成25年度以降 所要額（不足額）
緊急時安全対策 交付金 （原子力規制庁）	被爆医療用資機材、安定ヨウ素材等	79	
	ホールボディカウンター、除染テント等	0	300
	防災資機材等の整備・維持	64	145
	SPEEDIシステム、防災ネットワークシステム等の整備・維持	7	
放射線監視等交 付金 （文部科学省）	平常時モニタリング資機材、モニタリング ポスト整備等	174	303
	放射線監視施設整備	0	638
	非常勤人件費、専門家会議等	4	
原子力施設等防 災対策等交付金 （原子力安全庁）	非常用通信設備（衛星電話）等	23	
合計		351	1,386

限度額いっぱい

約14億円不足！

2 原子力発電所における安全対策の強化について

《提案・要望の内容》

【原子力防災体制の強化】

- 国が中心となって原子力安全対策・防災対策を講ずるとともに、専門的立場から全国の都道府県、市町村、電力事業者の総合的な調整や関係自治体等への助言等を行うこと。
- 島根県と共通の島根原子力発電所に係る被害想定のもとに連携して、原子力防災体制整備、住民避難計画策定等、更には地域防災計画（原子力災害対策編）見直し等に取り組むため、国において専門的見地から早急に放射性物質の放出量等の被害想定を示すこと。
- 本県及び関係市が島根原子力発電所における原子力災害発生時に緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）で開催される原子力災害合同対策協議会に参加できるよう措置を講ずること。

【緊急時に備えた体制の整備】

- 島根原子力発電所に係るSPEEDIの計算範囲を拡大し、少なくとも鳥取県全域が配信図形に反映されるようにするとともに、住民の避難先・避難ルートとして想定される隣接県域についてもその安全が確認できるよう配信図形に反映されるようにすること。

【被ばく医療体制の整備】

- 避難住民へのスクリーニングについては、一時に多くの住民に対し、速やかな実施が求められ、他自治体等からの人的等の協力が欠かせないことから、事故発生時において迅速かつ円滑な活動ができるよう、国が関与して体制整備をすること。
- 国が責任をもって事故発生時の安定ヨウ素剤投与の手順や基準を定めるとともに、投与時の医師等医療関係者の関与のありかた、戸別事前配布する場合も含めた副作用対策などについても考え方を示すこと。
- 安定ヨウ素剤を事故発生時に乳幼児に速やかに投与できるよう、乳幼児用シロップ剤の製品化を製薬メーカーに働きかけること。
- 原発に伴う放射線問題は国の専管事項であることから、放射線による住民への健康影響調査について、実施の必要性、対象者、実施内容、実施主体などに関する統一的な基準を示すこと。

【災害時要援護者等の広域的な避難体制の整備】

- 特別な配慮が必要となる病院や施設入居者など要援護者などの避難先は広範囲（県内では収まらない）となり、更にはそのための特別な移動手段を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備をすること。
- 最終的な避難先に入所するまでの間、「一次的広域福祉避難所」を設置することを予定するが、ここで使用する資機材（ベッド・車いす等）、物資（食糧、毛布等）が不足することが見込まれるので、国において速やかな調達の仕組みを構築すること。
- 一次的広域福祉避難所における医療及び介護従事者が不足することが見込まれるので、国において、速やかな派遣の仕組みを構築すること。
- 一次的広域福祉避難所から最終の避難先となる社会福祉施設等への避難を確実にを行うよう、国において、速やかな受入れ先確保の仕組みを構築すること。

4 津波対策に係る財政支援について

《提案・要望の内容》

○東日本大震災において甚大な津波被害が発生したことを踏まえ、平成24年度に国において「津波対策推進事業費補助金」が創設され、都道府県、市町村が行う津波対策に対する財政支援が行われることになっているが、東海・東南海・南海地震等の防災対策推進地域等の太平洋側が対象とされている。

しかしながら、日本海側においても、過去に新潟地震（1964年）、北海道南西沖地震（1993年）、日本海中部地震（1983年）による津波被害が発生しており、本県においても漁船転覆等の被害が発生している。

上記を踏まえ、本県においても、平成23年度から県の新たな被害想定や津波対策の見直しを進め、平成24年度から、市町村において津波対策を強力に実施していくことにしているため、本県を含む日本海側も財政支援の対象地域とすること。

<参考>

○本県の津波浸水想定の見直し（例：沿岸部の最大波高 2.1m → 7.6m）

○津波対策交付金の概要 出典：平成24年度予算案について（内閣府防災担当）

津波対策推進事業費補助金（復旧・復興枠）

平成24年度予算案 1.6億円

目的

東日本大震災における津波による甚大な被災経験や津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）の制定を踏まえ、特に緊急的に津波対策が必要な都道府県及び市町村の津波対策を推進する補助金制度を創設する。

施策内容

(1) 交付対象

都道府県及び市町村

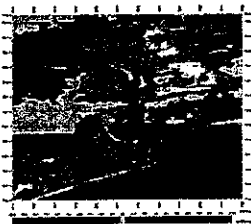
※東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び東日本大震災で津波により大きな被災を受けた地域のうち、人口、行政機能、経済規模や想定津波高等による被災状況を総合的に勘案して、津波対策の緊急度の高い箇所を選定

(2) 対象事業

① 都道府県

市町村による避難路や避難施設の整備計画・避難計画の作成等の基本となる、被害想定等の実施

○地形データ作成等の基礎調査 ○津波浸水予測図作成 ○被害想定の実施



地形データ作成



津波浸水予測図作成



被害想定計算

② 市町村

円滑な避難に資するハザードマップの作成

○ハザードマップの作成



津波ハザードマップの作成

(3) 国費割合 1/2

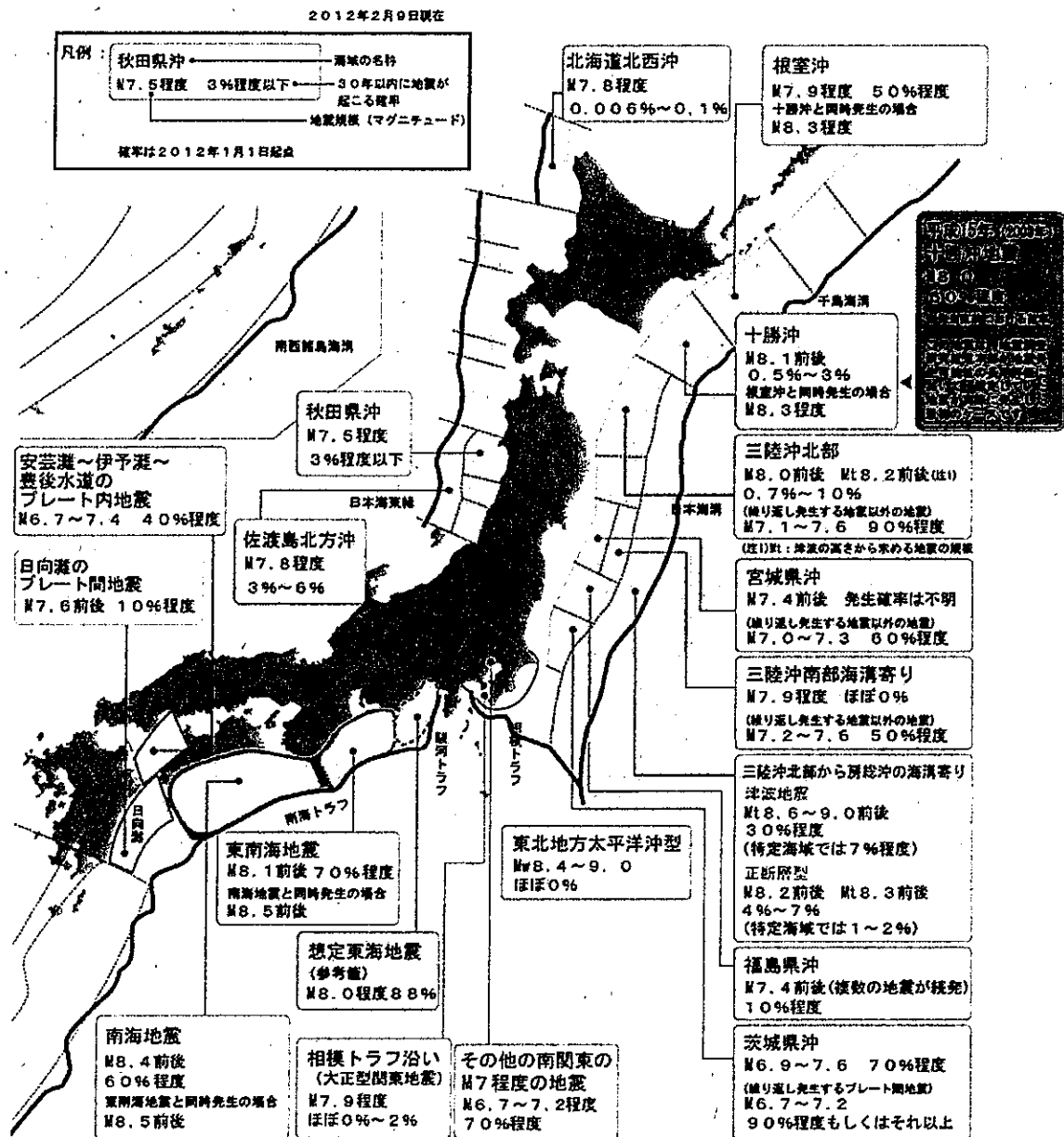
5 日本海海域における地形・活断層調査について

《提案・要望の内容》

○東北地方太平洋沖地震（海溝型地震）による大津波等により、甚大な被害を受けたことから、津波・地震対策の見直しが必要であるが、日本海東縁部の評価の見直しと、現在までに調査及び評価が全く行われていない日本海西部海域の地形・活断層調査を早急を実施すること。

＜参考＞

○地震調査研究推進本部が長期評価対象としている地震（主な海溝型地震の評価結果）
出典：地震調査研究推進本部資料



45 津波防災地域づくりに関する法律に係る対応について

《提案・要望の内容》

昨年12月に制定された「津波防災地域づくりに関する法律（法律第123号、H23.12.27施行）では、国土交通大臣の定める基本指針に基づき各都道府県知事が津波浸水想定を設定することとなっている。

昨年3月の東日本大震災において東北地方を中心に未曾有の津波被害が発生したことを受け、当県では同年7月から独自に津波浸水想定の見直しに着手し本年3月に結果を公表したところであるが、今後、同法に基づいた津波浸水想定として位置づけを行うに当たり、次のとおり要望する。

○日本海側の各府県が津波浸水想定の設定を行うに当たり、国は広域的な見地から、今後蓄積する情報の提供及び技術的な支援を引き続き行うとともに、各府県の連携が図られるよう積極的に調整すること。

○日本海側の各府県が調査・検討を行うに当たり、各府県に過度な財政負担が生じないように、国は十分な配慮を行うこと。

＜参考＞ 平成23年度 鳥取県津波浸水想定の見直し概要について

- 1 検討委員会の開催状況
第1回（平成23年7月29日）、第2回（平成23年10月5日）、
第3回（平成23年12月28日）、第4回（平成24年3月22日）、計4回開催。

2 検討委員会委員（7名）

分野	役職	氏名
海岸工学	鳥取大学大学院工学研究科教授	松原 雄平（会長）
地震対策	放送大学鳥取学習センター所長	西田 良平
地震対策	鳥取大学大学院工学研究科教授	香川 敬生
地震地質学	京都大学防災研究所准教授	遠田 晋次
津波避難対策	鳥取大学大学院工学研究科教授	栢見 吉晴
沿岸市町村代表	鳥取市防災調整監視危機管理課長	藤原 博志
沿岸市町村代表	琴浦町総務課参事	谷田 和樹

3 検討結果

(1) 選定した波源モデルの概要

・海域活断層（中国電力資料より）

名称	概要	諸元
鳥取沖東部断層 （北上がり）	・既往地質図に示されている断層の中で、後期更新世に活動が認められる活断層と評価した範囲。	・長さ51km ・モーメントマグニチュードMw7.30
鳥取沖西部断層 （北上がり）	・既往地質図に示されている断層の中で、後期更新世に活動が認められる活断層と評価した範囲。	・長さ33km ・モーメントマグニチュードMw7.05

・プレート境界型（地震調査研究推進本部資料より）

名称	概要	諸元
佐渡島北方沖断層 （60度西落ち）	・佐渡島北方沖の空白域全体が活動した場合の想定地震。空白域の最も沖合（水深の大きな場所）に設定。	・長さ222.2km ・モーメントマグニチュードMw8.16

(2) 津波浸水想定結果の概要

市町村	浸水面積	第1波到達	最大波到達	沿岸最大波高	震源
岩美町	0.958 km ²	4分	11分	5.22m	鳥取沖東部断層
鳥取市	1.925 km ²	5分	14分	6.27m	鳥取沖東部断層
湯梨浜町	0.811 km ²	87分	174分	5.62m	佐渡島北方沖
北栄町	0.621 km ²	91分	201分	4.04m	佐渡島北方沖
琴浦町	0.487 km ²	95分	167分	5.53m	佐渡島北方沖
大山町	1.253 km ²	96分	166分	7.59m	佐渡島北方沖
日吉津村	0.454 km ²	113分	204分	3.99m	佐渡島北方沖
米子市	2.744 km ²	111分	205分	4.72m	佐渡島北方沖
境港市	5.453 km ²	112分	194分	3.23m	佐渡島北方沖